



令和6年8月9日
九州地方整備局

川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポートに 対する国土交通大臣意見提出について

「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」(以下、「評価レポート」)について、環境影響評価法第24条の規定に準じて、国土交通大臣から事業者である九州地方整備局長に対して別添に示した意見の提出がなされましたのでお知らせします。

九州地方整備局では、今後、この意見を踏まえて、評価レポートの補正を行う予定です。

なお、補正した評価レポートについては、公告及び縦覧を行います。

※環境影響評価法第24条には、「『当該事業の実施に関する事務を所掌する主務の大臣』は事業者から評価書の送付を受けたときは、必要に応じ、政令で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。この場合において、環境大臣の意見があるときは、これを勸案しなければならない」旨、規定されています。

川辺川の流水型ダムについては、同法の対象外ですが、同法に基づくものと同等の環境影響評価を実施することとしており、評価書に相当する「評価レポート」に対する国土交通大臣の意見を述べています。なお、「主務の大臣」は国土交通大臣であり、「事業者」は九州地方整備局長です。

《問い合わせ先》

国土交通省九州地方整備局 河川部

河川計画課長 しまだ たかと 嶋田 剛士
建設専門官 きたじま きよし 北嶋 清

直通:092-476-3523

国水環第38号

令和6年8月9日

九州地方整備局長 殿

国土交通大臣

(公印省略)

川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポートに対する
国土交通大臣意見について (回答)

令和6年6月7日付け国九整河計第17号にて川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポートの送付を受けたので、環境影響評価法第24条の規定に準拠し別紙のとおり意見を述べる。

なお、以下についても留意されたい。

- ・本事業の実施にあたっては、環境保全技術の開発の進展等に鑑み、実行可能な範囲内で新技術を取り入れ、より一層の環境影響の低減に努めること。
- ・環境保全措置等の実施にあたっては、その結果が保全対象動植物の生態に関する科学的知見の基礎資料として活用できるよう実行可能な範囲内で配慮すること。

「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」
に対する国土交通大臣意見

川辺川の流水型ダムにおける事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。

1. 総論

(1) 調査・予測・評価の再実施

本事業については、長期にわたる工事が予定されていることから、本事業の実施までに対象事業実施区域及びその周辺の自然環境等に変化が生じる可能性がある。このため、工事着手前又は工事中に、現段階で予測し得なかった環境変化が生じた場合には、その変化の状況に応じ、最新の知見等に基づき、調査、予測及び評価を改めて実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置等を講ずること。

(2) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置等の内容について、関係機関等と調整を十分に行い、工事期間が長期にわたることを含め、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置等を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置等の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置等について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置等を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

エ 本事業では工事が長期にわたることから、報告書の作成とは別に、工事中において上記のア及びイの検討内容や結果について適切な時期に公表すること。さらに、供用後においても、環境保全措置、事後調査、環境監視の結果等の公表に努めること。

2. 各論

(1) 動植物及び生態系

本事業においては、建設工事の実施並びに試験湛水及び洪水調節時の湛水に伴い、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているクマタカの生息・繁殖への影響が

懸念される。また、試験湛水に伴い、ニホンコキクガシラコウモリ等のコウモリ類や「環境省レッドリスト 2020」において絶滅危惧 IB 類に分類されているツヅラセメクラチビゴミムシ等の昆虫類等からなる特殊な洞窟生態系が成立している九折瀬洞への影響が懸念される。さらに、試験湛水に伴いダム洪水調節地が一定期間冠水することで、枯死に伴う植生の変化が生じ、そこに生息・生育する重要な動物及び植物の生育環境に適さなくなる等の生態系の変化が懸念される。

このため、これらの動植物及び生態系に係る環境への影響を低減する観点から、専門家の助言を得ながら、以下の措置を講ずること。

ア クマタカの生息・繁殖状況を踏まえ、工事時期の調整、コンディショニング等の環境保全措置等を適切に実施すること。

イ 試験湛水時に九折瀬洞の洞口前面に防水擁壁を設置する場合は、コウモリ類の洞内外の移動が維持されるよう、防水擁壁の構造等を引き続き検討し、環境保全措置等を適切に実施すること。

ウ 試験湛水及びダム供用後にダム洪水調節地内において堆積する SS 成分の動態及びその後の降雨での流出量について、引き続き検討し、ダム洪水調節地内及びダム下流における生態系の保全に向けた環境保全措置等を適切に実施すること。

エ 試験湛水後のダム洪水調節地内において、動植物の生息・生育状況を調査し、既存の重要な動植物の生息・生育環境となる植生の回復が円滑に行われるよう、必要に応じて、重要な動植物の移植・播種・撒き出し、植生の回復に向けた植栽等の環境保全措置等を適切に実施すること。

オ 重要な動植物及び生態系について、事後調査等を適切に実施するとともに、これらに対する重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置等を実施し、自然環境の保全に十全を期すること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

ダム洪水調節地内には、人と自然との触れ合いの活動の場として川遊び、カヌー、釣りが行われている地点が存在しており、試験湛水による一定期間の冠水、洪水調節による一時的な冠水により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じることから、事業者において、ホテルの生息環境の整備、施設の移転等、試験湛水及び洪水調節後の施設の維持管理等の必要な環境保全措置等を実施することとしている。

このため、試験湛水による一定期間の冠水、洪水調節による一時的な冠水によって利用ができなくなるダム洪水調節地内の施設の移設や維持管理等について関係機関や地域住民と協議を行い、人と自然との触れ合いの活動の場の確保に努めること。

(3) 廃棄物等

本事業の施工により建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、脱水ケーキ、伐採木等の廃棄物等が約 203.9 万 m³発生すると予測されており、種類ごとにダム洪水調節地内盛土等での再利用、中間処理施設での再生利用、盛土材・埋め戻し材等

としての再利用及び有価材としての売却やチップ化等を行った上での再利用をすることとされているため、これらの廃棄物等の発生により生ずる環境への負荷を低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 工事及び処分の詳細計画の策定に当たっては、これらの廃棄物等の発生抑制に努め、可能な限り適切に有効利用すること。

イ 本事業における伐採の詳細計画を策定するに当たっては、可能な限り、伐採範囲を縮小し、伐採量を低減した上で、伐採木の有効利用に努めること。

川辺川の流水型ダムの事業概要

●目的

- ・球磨川流域における洪水被害の防止・軽減

●ダムの諸元等

位 置	熊本県球磨郡相良村内
ダム形式	重力式コンクリートダム
ダム高	107.5m
堤頂長	約262.5m
総貯水容量	約13,000万m ³
貯水面積 (ダム洪水調節地の面積)	約3.91km ²

●流水型ダムについて

平常時

平常時は、水を貯めず自然な川へこのような川の状態の日数は平均で

約364日/365日

下流へ流れていく水量 = 上流から流れてくる水量



洪水時

洪水時は、ゲートを閉め洪水を一時的に貯めるこのような川の状態の日数は平均で

約1日/365日

下流へ流れていく水量 < 上流から流れてくる水量



出典：地理院タイル全国ランドサットモザイク画像に県市町村界、県市町村名、河川、河川流域を追記して掲載
データソース：Landsat8画像 (GSI, TSIC, GEO Grid/AIST)

●クマタカ

- ・希少な猛禽類であることに加え、食物連鎖の上位に位置するため、その生息環境の保全が、下位に位置する生物を含む地域の生態系の保全の指標となることから重要とされる。

※重要性

「種の保存法」：国内希少野生動植物種

「環境省レッドリスト2020」：絶滅危惧類IB類

「レッドデータブックくまもと2019

-熊本県の絶滅のおそれのある野生動植物-」：絶滅危惧II類



クマタカ

・環境影響評価レポートにおける主な予測結果

関連工事の一部が巣の周辺や行動圏内で実施されるため、工事期間中の生息・繁殖環境の変化により、繁殖成功率の低下が考えられる。

・環境影響評価レポートにおける主な環境保全措置等

【予測結果を踏まえた環境保全措置】

- ・工事実施時期の配慮
- ・コンディショニング※の実施 等

【環境保全措置以外の事業者による取組み】

- ・森林伐採に対する配慮
- ・夜間照明の視覚的配慮
- ・生息・繁殖状況の監視とその結果への対応 等

※繁殖活動に影響を与える時期に工事を実施する場合、着手時に対象工種のインパクトの強度を徐々に高めるなど、その刺激に馴らすこと

●水質

(参考)

- ・環境基本法に基づく「水質汚濁に係る環境基準」の類型指定状況については、自然的状況の調査範囲について、藤田より上流の川辺川と市房ダムより上流の球磨川は河川AA 類型に、藤田より下流の川辺川と、市房ダムより下流の球磨川は河川A 類型に指定されている。

※項目累計の基準値

AA BOD : 1mg/L以下, SS : 25mg/L以下 等

A BOD : 2mg/L以下, SS : 25mg/L以下 等

・環境影響評価レポートにおける主な予測結果

試験湛水の際、貯水位上昇時に濁度が高い洪水を貯めた場合には、貯水位下降時に、沈降した濁り成分（SS成分）が放流時の末期に巻き上がることで、SSの値が高くなる。また、環境基準値の超過日数が増加すると予測した。（試験湛水期間中に洪水が発生していない場合等は、ダム建設前と同程度と予測した。）

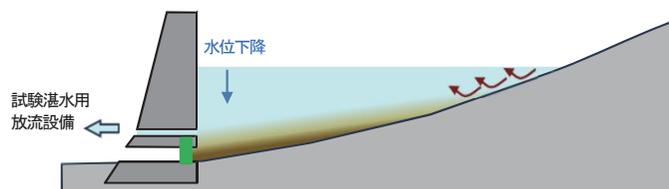
・環境影響評価レポートにおける主な環境保全措置等

【予測結果を踏まえた環境保全措置】

貯水位下降時に濁りの発生を抑える対応

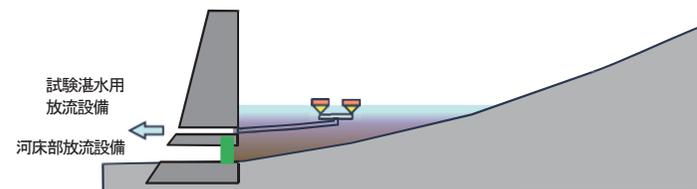
貯水位下降速度を遅くする

・貯水位下降速度を遅くすることで巻き上げを抑制



表層取水+濁水の一時貯水

・SS成分の巻き上がりが顕著に想定される場合、表層取水等による放流
・堆積した濁り成分は、その後の出水に合わせて河床部放流設備より放流
(出水が発生しない場合は、堆積した濁りを除去する)



【環境保全措置以外の事業者による取組み】

・貯水位下降時に上流からダム洪水調節地内への流入をバイパスさせることで、SS成分の巻き上げを抑制し、放流水の濁りを低減させるなどの対応策を引き続き検討。 等